

一般事業主行動計画の公表について

平成 21 年 10 月 1 日

赤門ヘルスケアグループ 医療法人社団 慶勝会

(株)赤門ケアサービス

平成17年に施行された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、当グループも労働者が仕事と子育ての両立をさせる事ができ、働きやすい雇用環境の整備を行う事によって、全員が自らの能力を十分に発揮できるようにするため「行動計画」を策定しております。

【取り組みについて】

1. 計画期間

平成21年10月1日～平成23年9月30日までの2年間

2. 内容

子どもを育てる労働者が利用できる次のいずれか一つ以上の措置の実施

- (ア) 短時間勤務制度
- (イ) フレックスタイム制度
- (ウ) 始業・終業時刻を繰上げ又は繰下げる制度
- (エ) 所定労働時間を超えて労働させない制度

子どもを育てる労働者が利用できる事業所内託児施設の設置及び運営

労働者が子どもの看護のための休暇を取得できる制度の導入

育児・介護休業法に基づく育児休業や時間外労働・深夜業の制限、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知